

別表

(1)会費

支出範囲	支出金額
①会費を必要とする会議・会合・研修会等及び飲食を伴う場合の参加費	1万円を限度とする ただし、会費が明記されている場合は会費相当額
②神社仏閣等の祭典で、観光行事となっているものについての参加費	

(2)祝金

支出範囲	支出金額
①記念式典・地域イベントなどに対する祝金	会費相当額または5,000円以内
②顕彰・表彰に伴う式典、竣工式などに対する祝金	

(3)弔慰金

支出対象	本人		親族 ※1		備考
	香典	生花	香典	生花	
香取市名誉市民	30,000	1対	—	—	
市長	現職	20,000	1対	10,000	合併前も含む
	元職	10,000	1基	—	
副市長・教育長	現職	20,000	1基	10,000	退任後 5年以内
	元職	10,000	—	—	
市議会議員	現職	20,000	1基	10,000	合併以降の者
	元職	10,000	—	—	
近隣市町長	現職	20,000	1基	—	退任後 5年以内
	元職	10,000	—	—	
市政関係国会議員・県会議員	現職	10,000	1基	—	退任後 5年以内
	元職	10,000	1基	—	
各行政機関の委員 (農業委員、教育委員、監査委員、選挙管理委員、 固定資産評価委員、民生委員等)	現職	10,000	—	—	
香取市一般職員 ※2	現職	10,000	1基	5,000	—

※1…親族とは、配偶者・一親等血族及び同居の一親等姻族をいう

※2…一般職員とは、香取市職員の任免発令手続に関する規程第3条にあるように、「香取市職員に任命する」と
任命発令を受け、交際費支出事項が生じた時点で引き続き香取市に勤務している者(出向している者も含む)

・生花に係る金額は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする

(4)賛助金

支出範囲	支出金額
市政運営上有益な活動をしている団体・個人への賛助金	5,000円以内

(5)その他

支出範囲	支出金額
上記基準以外で、市長が特に必要と認めたもの	社会通念上適当と認められる金額